

# 平成 26 年度 環境省関係税制改正について

平成 25 年 12 月

## 1 公平で効率的な税制全体のグリーン化の推進

(地球温暖化対策)

➤ エネルギー課税については、

- ・ 昨年 10 月から段階的に施行することとされている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出抑制対策を強化すること
- ・ 揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持すること

とが認められた。

なお、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保については、平成 26 年度税制改正大綱（平成 25 年 12 月 12 日自由民主党・公明党。以下「大綱」という。）において、以下のとおり盛り込まれた。〔大綱 118 頁〕

### 第三 検討事項

15 わが国は、本年 11 月に開催された気候変動枠組条約第 19 回締約国会議（COP19）において、2020 年の温室効果ガス削減目標を、2005 年比で 3.8% 減とすることを表明した。この目標を確実に達成するためには、排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から、多様な政策への取組みを推進していかなければならない。

こうした中、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置を講じているが、この税金はエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出抑制のための諸施策の実施のための財源として活用することとなっている。

一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、造林・間伐などの森林整備を推進することが必要であるが、安定的な財源が確保されていない。このため、税制抜本改革法第七条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。

## ( 車体課税 )

➤ 車体課税については、大綱において以下のとおり盛り込まれた。

[ 大綱 3 ~ 5、96 ~ 99 頁 ]

### 第一 平成 26 年度税制改正の基本的考え方

#### 2 税制抜本改革の着実な実施

##### (1) 車体課税の見直し

税制抜本改革法第 7 条第 1 号力の規定及び平成 25 年度与党税制改正大綱、さらには、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を踏まえ、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、国、地方を通じ、車体課税について、以下のように見直すこととする。

自動車取得税については、消費税率 8 % への引上げ時において、平成 22 年度燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率を引き下げることとし、自家用自動車については 5 % から 3 %、営業用自動車及び軽自動車については 3 % から 2 % にそれぞれ引き下げるとともに、平成 26 年度までの措置であるエコカー減税の軽減率を拡充する。エコカー減税については、平成 27 年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。

自動車取得税は、消費税率 10 % への引上げ時 (平成 27 年 10 月予定) に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率 10 % 段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。

自動車税については、平成 25 年度末で期限切れを迎える「グリーン化特例」について、対象車種にグリーンディーゼル車を追加する等の基準の切替えと重点化、拡充を行った上で 2 年間延長する。

また、消費税率 10 % 段階において、平成 25 年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税 (環境性能割) を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成 27 年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。

イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0 ~ 3 % の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成 32 年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。

ロ 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に

確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。

八 自動車税(排気量割)のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。

二 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。

軽自動車税については、平成 27 年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあつては 1.5 倍に、その他の区分の車両にあつては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約 1.25 倍にそれぞれ引き上げる。

また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した四輪車等について、平成 28 年度から約 20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。二輪車等については、税率を約 1.5 倍に引き上げた上で、2,000 円未満の税率を 2,000 円に引き上げる。

自動車重量税については、エコカー減税を拡充するとともに、その財源の確保及び一層のグリーン化等の観点から、経年車に対する課税の見直しを行う。

平成 27 年度税制改正において、現行エコカー減税の期限到来に併せ、エコカー減税の基準の見直しを行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。

自動車重量税については、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえる。また、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。

## 第二 平成 26 年度税制改正の具体的内容

年末での決定事項

### 四 消費課税

#### 1 車体課税の見直し

(国税)

(1)排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置(いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」)について、平成 26 年 4 月 1 日以後に新車に係る新規検査を受けた検査自動車のうち、当該

新規検査の際に納付すべき自動車重量税を免除された検査自動車については、当該新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する。

(2)平成 26 年 4 月 1 日以後に継続検査等を受ける自家用の検査自動車のうち、新車新規登録から 13 年を経過したもの(新車新規登録から 18 年を経過したものを除く。)に係る自動車重量税の税率について、別紙のとおり見直しを行う。

(別紙)新車新規登録から 13 年を経過した自家用の検査自動車(新車新規登録から 18 年を経過したものを除く。)に係る自動車重量税の税率の見直し

(単位：円)

車種	車検 期間		現 行	改 正 案		
				平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日以後	
乗 用 自 動 車	2 年	車両重量 0.5t ごと	10,000	10,800	11,400	
	1 年	"	5,000	5,400	5,700	
バ ス	1 年	車両総重量 1t ごと	5,000	5,400	5,700	
トラック	車両総重量 2.5t 超	1 年	"	5,000	5,400	5,700
	車両総重量 2.5t 以下	1 年	"	3,800	3,900	4,100
特 種 車	2 年	"	10,000	10,800	11,400	
	1 年	"	5,000	5,400	5,700	
小 型 二 輪	2 年	定 額	4,400	4,400	4,600	
	1 年	"	2,200	2,200	2,300	
検査対象軽自動車	2 年	"	7,600	7,800	8,200	
	1 年	"	3,800	3,900	4,100	

( 地方税 )

自動車取得税

(1)平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される平成 22 年度燃費基準を満たす自動車等に対して課する自動車取得税の税率を、次のように引き下げる。

自家用の自動車（軽自動車を除く。） 100 分の 3 （現行 100 分の 5 ）

営業用の自動車及び軽自動車 100 分の 2 （現行 100 分の 3 ）

(2)平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される自動車について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車に限る。）に対して課する自動車取得税に係る特例措置（いわゆる「自動車取得税のエコカー減税」）において、現行、税率を 75%軽減する自動車に係る軽減割合を 80%に、税率を 50%軽減する自動車に係る軽減割合を 60%に拡充する。

(3)その他所要の措置を講ずる。

自動車税

(4)排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）について、次の見直しを行った上、2 年延長する。

環境負荷の小さい自動車

イ 平成 26 年度及び平成 27 年度に新車新規登録された自動車で、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年ガソリン自動車排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、平成 27 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの（平成 32 年度燃費基準を満たすものに限る。）並びに電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車及び平成 21 年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限る。）について、当該登録の翌年度の税率を概ね 100 分の 75 軽減する。

ロ 平成 26 年度及び平成 27 年度に新車新規登録された自動車で、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年ガソリン自動車排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの（イに該当するものを除く。）について、当該登録の翌年度の税率を概ね 100 分の 50 軽減する。

環境負荷の大きい自動車

平成 26 年度及び平成 27 年度に以下の年限を越えている自動車（電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、

メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。)について、その翌年度から次の特例措置を講ずる。

イ ディーゼル自動車のうち、バス・トラックで新車新規登録から 11 年を経過したものについて、税率を概ね 100 分の 10 重課する。

ロ ディーゼル自動車のうち、イに該当するもの以外の自動車で新車新規登録から 11 年を経過したものについて、税率を概ね 100 分の 15 重課する。

ハ ガソリン自動車又は LPG 自動車のうち、ハに該当するもの以外の自動車で新車新規登録から 13 年を経過したものについて、税率を概ね 100 分の 10 重課する。

ニ ガソリン自動車又は LPG 自動車のうち、ハに該当するもの以外の自動車で新車新規登録から 13 年を経過したものについて、税率を概ね 100 分の 15 重課する。

(5)その他所要の措置を講ずる。

#### 軽自動車税

(6)四輪以上及び三輪の軽自動車に係る税率を次のとおりとし、平成 27 年 4 月 1 日以後に新規取得される新車から適用する。

	現行	改正案	
四輪以上	乗用・自家用	7,200 円	10,800 円
	乗用・営業用	5,500 円	6,900 円
	貨物用・自家用	4,000 円	5,000 円
	貨物用・営業用	3,000 円	3,800 円
三輪	3,100 円	3,900 円	

(7)最初の新規検査から 13 年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車に係る税率を次のとおりとし、平成 28 年度分以後の軽自動車税について適用する。

四輪以上	乗用・自家用	12,900 円
	乗用・営業用	8,200 円
	貨物用・自家用	6,000 円
	貨物用・営業用	4,500 円
三輪	4,600 円	

(8)原動機付自転車及び二輪車に係る税率を次のとおりとし、平成 27 年度分以後の軽自動車税について適用する。

		現行	改正案
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
二輪の軽自動車	(125cc 超 250cc 以下)	2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車	(250cc 超)	4,000 円	6,000 円

## 2 個別のグリーン化措置

### (1) 廃棄物関係

- 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入の特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）

〔大綱 90 頁〕

特定廃棄物最終処分場の埋立終了後における維持管理に要する費用に備えるため、特定廃棄物最終処分場ごとに特定災害防止準備金を積み立てたときは、当該積立金の額を損金又は必要経費に参入できる特例措置について、その適用期限を 2 年延長することとされた。

- 廃棄物処理施設（ごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場、PCB 廃棄物等処理施設及び石綿含有産業廃棄物等処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

〔大綱 68 頁〕

廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場：1 / 2、PCB 廃棄物等処理施設及び石綿含有産業廃棄物等処理施設：1 / 3）について、その適用期限を 2 年延長することとされた。

## (2) 「緑の贈与」税制

- 低炭素化設備の普及のための世代間資産移転促進に関する非課税措置（贈与税）（「緑の贈与」税制）〔大綱 117 頁〕

「緑の贈与」税制については、以下のとおり、検討事項とされた。

### 第三 検討事項

- 8 低炭素化設備の普及を目的とした贈与税の特例措置については、環境政策上の位置付けやその中における当該設備の購入に係る実質的負担、対象設備や他分野への波及、金融商品を対象とすることによる問題点、生前贈与による相続課税の回避を防止するという贈与税の役割、既存の特例措置の趣旨等を踏まえ、引き続き検討する。

## (3) その他

- 特定認定長期優良住宅の取得に係る税制上の措置（固定資産税、不動産取得税、登録免許税）〔大綱 64、69、70 頁〕

- ・ 省エネ性能をその要件に含む新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税について、新たに固定資産税が課される年度から 5 年度分（中高層耐火建築物は 7 年度分）（通常の新築住宅は 3 年度分（中高層耐火建築物は 5 年度分））に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額から 1/2 を減額する特例措置について、その適用期限を 2 年延長することとされた。
- ・ 省エネ性能をその要件に含む新築の認定長期優良住宅を取得した場合の不動産取得税の課税標準を当該住宅の価格から 1300 万円（通常の新築住宅は 1200 万円）控除した額とする特例措置について、その適用期限を 2 年延長することとされた。
- ・ 省エネ性能をその要件に含む認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率を軽減する特例措置（保存登記 1.5/1000 1/1000、移転登記 3/1000 2/1000（中高層耐火建築物以外）又は 1/1000（中高層耐火建築物））について、その適用期限を 2 年延長することとされた。

- **認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る税率の軽減措置（登録免許税）** 〔大綱 64 頁〕

認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率を軽減する特例措置(保存登記 1.5/1000 1/1000、移転登記 3/1000 1/1000)について、その適用期限を2年延長することとされた。

- **再生可能エネルギー発電設備の導入に係る課税標準の特例措置（固定資産税）** 〔大綱 69 頁〕

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間 2/3 とする特例措置の適用期限を2年延長することとされた。

- **公害防止用設備（汚水・廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）** 〔大綱 68 頁〕

公害防止用設備（汚水・廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとされた。

水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設について、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。

大臣配分資産又は知事配分資産 3分の1

その他の資産 3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

( ) 大臣配分資産：複数の都道府県にわたって所在する資産

知事配分資産：複数の市区町村にわたって所在する資産

- **被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付措置（自動車重量税）** 〔大綱 99 頁〕

東日本大震災による津波被害等により被災した自動車等について、車検残存期間(平成23年3月11日から車検期間満了日まで)に相当する自動車重量税を還付する特例措置について、その適用期限を2年延長することとされた。

➤ **バイオディーゼル燃料の軽油引取税に係る課税標準の特例措置（軽油引取税）**

バイオディーゼル燃料を混和して製造された軽油について、特約業者が販売業者を通して販売する場合に、その製造に使用されたバイオディーゼル燃料に相当する軽油引取税を軽減する特例措置の創設については、長期検討とされた。

➤ **研究開発法人への寄附に係る税制措置（法人税、所得税、法人住民税、事業税）**

研究開発法人に対する寄附金について、法人からの寄附金については全額を損金算入とし、個人からの寄附金については、寄附金額から 2000 円を差し引いた金額の 40%の税額控除と所得控除の選択制を導入する特例措置の創設については、長期検討とされた。

なお、投資減税関連等については、環境省報道発表資料「平成 26 年度環境省関係税制改正（投資減税関連等）について」（平成 25 年 10 月 1 日）をご参照ください（別添参照）。

# (参考) 平成26年度 環境省税制改正要望 結果概要

要望内容	結果
<p>(1) 地球温暖化対策</p> <p>昨年10月から段階的に施行することとされている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制対策を強化する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を国・地方の森林吸収源対策を含めた地球温暖化対策等に優先的に充当する。このほか、個別の税制についてもグリーン化の観点から幅広く検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・着実な実施が認められた。</li><li>・森林吸収源対策の財源確保は検討事項とされた。</li></ul>
<p>(2) 車体課税</p> <p>平成25年度税制改正大綱(平成25年1月24日自由民主党・公明党)に沿って、現行の車体課税のグリーン化による環境効果を十分踏まえ、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担による公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・グリーン化の強化が組み込まれた。</li><li>・公害健康被害補償の財源確保に留意することとされた。</li></ul>
<p>(3) 「緑の贈与」税制</p> <p>低炭素化設備の普及のための世代間資産移転促進に関する非課税措置(贈与税)【新規】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・検討事項に位置づけられた。</li></ul>
<p>(4) 廃棄物関係</p> <p>特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入の特例措置(法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税)【延長】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・2年延長することとされた。</li></ul>
<p>廃棄物処理施設(ごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場、PCB廃棄物等処理施設及び石綿含有産業廃棄物等処理施設)に係る課税標準の特例措置(固定資産税)【延長】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・2年延長することとされた。</li></ul>

要望内容	結果
(5) その他(他省庁共同要望)  特定認定長期優良住宅の取得に係る税制上の措置(固定資産税、不動産取得税、登録免許税)【延長】(国土交通省)	2年延長
認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る税率の軽減措置(登録免許税)【延長】(国土交通省、経済産業省)	2年延長
再生可能エネルギー発電設備の導入に係る課税標準の特例措置(固定資産税)【延長】(経済産業省、農林水産省)	2年延長
バイオディーゼル燃料の軽油引取税に係る課税標準の特例措置(軽油引取税)【新規】(農林水産省)	長期検討
公害防止用設備(汚水・廃液処理施設)に係る課税標準の特例措置(固定資産税)【延長】(経済産業省、農林水産省、国土交通省)	2年延長
研究開発法人への寄附に係る税制措置(法人税、所得税、法人住民税、事業税)【新規】(文部科学省等)	長期検討
被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付措置(自動車重量税)【延長】(国土交通省、経済産業省)	2年延長

## 平成 26 年度 環境省関係税制改正(投資減税関連等)について

平成 25 年 10 月

### 1. 投資減税関連

#### (1) ノンフロン製品の普及・拡大のための軽減措置の創設

##### 【固定資産税関連】

固定資産税について、以下の措置が講じられることとなった。

[民間投資活性化等のための税制改正大綱(平成 25 年 10 月 1 日自由民主党・公明党)。以下「大綱」という。] 15 頁]

#### 五 設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応

(地方税)

[新設]

#### 3 ノンフロン製品(自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器)に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設

ノンフロン製品(自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器)に係る固定資産税について、課税標準を最初の 3 年間価格に 4 分の 3 を参酌して 3 分の 2 以上 6 分の 5 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を平成 26 年 4 月 1 日から 3 年間に限り講ずる。

##### 【法人税・所得税・法人住民税・法人事業税関連】

生産性の向上につながる設備投資を促進するための「生産性向上設備投資促進税制」が創設されることとなり、ノンフロン製品(自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置)については、当該税制において以下のとおり措置されることとなった。

#### 第一 基本的考え方

[大綱 4 頁]

#### 4 設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制

ノンフロン製品や省エネ改修、温暖化対策に資する設備への投資については、エネルギー効率の向上により生産性の向上につながるものであることから、生産性向上設備投資促進税制の対象とすることとする。

- ( 2 ) 地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設( 法人税、所得税、法人住民税、法人事業税 )

今回創設される「生産性向上設備投資促進税制」において、措置されることとなった。

- ( 3 ) 既存の事業用建築物の省エネ改修を行った場合の税制上の措置の創設( 法人税、所得税、法人住民税、法人事業税 )

今回創設される「生産性向上設備投資促進税制」において、措置されることとなった。

- ( 4 ) 使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る軽減措置の創設( 法人税、所得税、法人住民税、法人事業税 )

今回創設される「生産性向上設備投資促進税制」において、措置されることとなった。

- ( 5 ) 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車( オフロード車 )に係る課税標準の特例措置の創設( 固定資産税 )

固定資産税について、以下の措置が講じられることとなった。

〔大綱 16 頁〕

五 設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応

( 地方税 )

〔新設〕

- 4 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を、平成26年4月1日から、同法に基づき、特定特殊自動車の定格出力ごとに定められる規制の開始までの期間( 定格出力が130kW以上560kW未満のものについては、当該規制の開始後1年を経過するまでの期間 ) に限り講ずる。

(参考)「生産性向上設備投資促進税制」については、大綱において以下のとおり盛り込まれた。(法人税、所得税、法人住民税、法人事業税関係)

[大綱 6 頁]

一 民間投資の活性化

(国税)

[新設]

1 生産性の向上につながる設備投資を促進するための税制措置(生産性向上設備投資促進税制)の創設

産業競争力強化法(仮称)の制定に伴い、青色申告書を提出する法人が、同法の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、同法に規定する生産性向上設備等(仮称)に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、その生産性向上設備等を国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その取得価額の 50% (建物及び構築物については、25%) の特別償却とその取得価額の 4% (建物及び構築物については、2%) の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の 20% を上限とする。

なお、産業競争力強化法の施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得等をしたものについては、その普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却とその取得価額の 5% (建物及び構築物については、3%) の税額控除との選択適用ができることとする(所得税についても同様とする。)

(注 1) 上記の措置は、平成 26 年 4 月 1 日前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に対象資産の取得等をした場合には、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度において、特別償却相当額又は税額控除相当額の償却又は控除ができることとする。

(注 2) 生産等設備とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。なお、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は該当しない。

(注 3) 生産性向上設備等とは、先端設備及び生産ラインやオペレーションの改善に資する設備として産業競争力強化法に規定するものをいう。

(注 4) 先端設備とは、先端性に係る設備要件を満たす次の機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアをいう。

減価償却資産の種類	対象となるものの用途・細目
機械装置	(限定なし)
工具	ロール
器具備品(ホについては、中小企業者等が取得等をするものに限る。)	イ 陳列棚及び陳列ケースのうち冷凍機付又は冷蔵機付のもの ロ 冷房用又は暖房用機器 ハ 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ニ 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)

	ホ 電子計算機(サーバー(ソフトウェア(OS)を同時に取得するものに限る。)に限る。) ヘ 試験又は測定機器
建物	断熱材及び断熱窓
建物附属設備	イ 電気設備(照明設備を含む。)のうちその他のもの ロ 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 ハ 昇降機設備 ニ アークード又は日よけ設備(ブラインドに限る。) ホ イ～ニ以外のその他のもの(日射調整フィルムに限る。)
ソフトウェア(中小企業者等が取得等をするものに限る。)	設備稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

なお、先端性に係る設備要件は、次の及びのいずれにも該当することとする。

最新モデル(機械装置：10年以内、工具：4年以内、器具備品：6年以内、建物及び建物附属設備：14年以内、ソフトウェア：5年以内に、それぞれ販売が開始されたもので最も新しいモデルをいう。ただし、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルを含む。)であること。

旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するものであること。

ただし、機械装置のうち中小企業者等が取得等をするソフトウェア組込型機械装置における上記は、10年以内に販売が開始されたもので最新モデル及びその最新モデルの1つ前のモデルとし、ソフトウェアには、上記は付さないこととする。

(注5)生産ラインやオペレーションの改善に資する設備とは、生産性の向上に係る要件を満たすことにつき経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアをいう。

なお、生産性の向上に係る要件は、投資計画における投資利益率が15%以上(中小企業者等にあっては、5%以上)であることとする。

(注6)一定の規模以上のものとは、それぞれ次のものをいう。

機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

工具及び器具備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの(それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。)

建物、建物附属設備及び構築物 それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの(建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。)

ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの(一の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が70万円以上のものを含む。)

(地方税)

[大綱9頁]

[新設]

### 1 生産性の向上につながる設備投資を促進するための税制措置(生産性向上設備投資促進税制)の創設

産業競争力強化法(仮称)の制定に伴い、中小企業者等が、同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、同法に規定する生産性向上設備等(仮称)に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、その生産性向上設備等を国内にあるその中小企業者等の事業の用に供した場合に選択適用できることとされる法人税の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適用する。

## 二 中小企業対策

### ( 国税 )

#### [ 新設 ]

#### 1 生産性向上設備投資促進税制 ( 再掲 )

( 1 ) 先端設備について、中小企業者等は、器具備品のうち電子計算機 ( サーバー ( ソフトウェア ( OS ) を同時に取得するものに限る。 ) に限る。 ) 及び一定のソフトウェアを対象とする ( 所得税についても同様とする。 )

( 注 ) 機械装置のうち中小企業者等が取得等をするソフトウェア組込型機械装置については、要件を緩和する。

( 2 ) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備における生産性の向上に係る要件について、中小企業者等は、投資計画における投資利益率が 5 % 以上 ( 中小企業者等以外の法人にあつては、15%以上 ) であることとする ( 所得税についても同様とする。 )

#### [ 延長・拡充 ]

1 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長する ( 所得税についても同様とする。 )

産業競争力強化法 ( 仮称 ) の制定に伴い、中小企業者等が同法の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に取得等をした特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等 ( 仮称 ) に該当するものについては、その普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却 ( 現行 30% の特別償却 ) ができることとする。

なお、中小企業者等 ( 現行 特定中小企業者等 ) にあつては、その特別償却とその特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものの取得価額の 7 % ( 特定中小企業者等にあつては、10% ( 現行 7 % ) ) の税額控除との選択適用ができることとし、税額控除における控除限度超過額は、1 年間の繰越しができることとする。

( 注 1 ) 上記の改正は、平成 26 年 4 月 1 日前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に生産性向上設備等に該当するものの取得等をした場合には、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度において、特別償却相当額又は税額控除相当額の償却又は繰越し控除ができることとする。

( 注 2 ) 中小企業者等とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人等又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいう。

( 注 3 ) 特定中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が 3,000 万円以下の法人等又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいう。

## 2. 研究開発税制関連

### (1) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充（法人税、所得税、法人住民税）

研究開発税制については、大綱において以下のとおり盛り込まれた。

〔大綱 8 頁〕

#### 一 民間投資の活性化

##### （国税）

##### 〔延長・拡充等〕

試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の 10% を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、試験研究費の増加額に係る税額控除を次の措置に改組した上、制度の適用期限を 3 年延長する（所得税についても同様とする。）。

青色申告書を提出する法人の増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の 5% を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、増加試験研究費の額に 30%（増加割合が 30% 未満の場合には、増加割合）を乗じて計算した金額の税額控除ができることとする。

（注 1）増加試験研究費の額とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額をいう。

（注 2）増加割合とは、増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合をいう。

##### （地方税）

〔大綱 9 頁〕

##### 〔延長・拡充等〕

中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について、試験研究費の増加額に係る税額控除を次の措置に改組した上、試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の 10% を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を 3 年延長する。

増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の 5% を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、増加試験研究費の額に 30%（増加割合が 30% 未満の場合には、増加割合）を乗じて計算した金額の税額控除ができることとする。

## (参考) 環境省関係の設備投資に係る税制措置について

### 国税(法人税・所得税)

#### 【生産性向上設備投資促進税制の創設】

→ 「先端設備」の導入が対象要件

- ・ 最新モデルかつ取得価額が一定額以上の「機械及び装置」等を幅広く対象
- ・ 一定の生産性向上(生産量、エネルギー効率等)を満たすこと

以下の税制要望において想定していた対象設備については、  
実質上、対応された

#### 【ノンフロン製品の普及・拡大のための軽減措置の創設】

自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用設備

#### 【温暖化対策推進法に基づく指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設】

高効率照明(LED等) 高効率ボイラー 等

#### 【使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る軽減措置の創設】

#### 【建築物の省エネ改修に係る軽減措置の創設】

### 地方税(固定資産税)

#### 【ノンフロン製品の普及・拡大のための軽減措置の創設】

自然冷媒を利用した冷凍・  
冷蔵設備

#### 【排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る軽減措置の創設】

公道を走行しない建設機械、  
フォークリフト  
等